

江東区 女性のなやみと DV相談室より

個人が特定できないように内容を一部変更して相談ケースを紹介します。

束縛は愛情？

Aさんは家族と同居の学生。3カ月前から交際している。

バイト先の男性は、最初は優しい態度だったものの、付き合い始めると急変。携帯メールの返信が遅いと怒り、昔の恋人との交際をしつこく聞き、彼のことを最優先にしなると機嫌が悪くなりまし。彼は「愛しているから」と言うので、Aさんも「カレンだから」と考えていました。

家族への危害を恐れて

最初はためらっていたAさんですが、匿名で相談できると知り勇気を出して相談。D

デートDVだと分かって

帰宅したAさんのただならぬ様子を感じた家族は、事情を尋ねますがAさんは何も話しません。そこで母親は、守秘義務の厳守と区報に載っていた「女性のなやみとDV相談」を勧めました。

今回の相談ポイント

相談することで、AさんはデートDVの当事者であることを認識して自分の気持ちに気づき、具体的な対処方法を知り、その関係から離れることにしました。

Let's check! ✓

あなたの夫・親密な関係にある人は…

- あなたの行動を厳しくチェックしますか。
- あなたのことをおとしめたり見下したりしますか。
- 自分の価値観にこだわり、一方的に家族に押しつけますか。
- 怖いと感じる態度や行動をしますか。
- すごく優しい時と、すごくいじわるでいやな態度の時が極端ですか。
- 喧嘩をした時、あなたが悪いからだめと決めつけ、一方的に責めますか。
- あなたが何かを話そうとすると、話をそらしたり、きちんと聞かないことが多いですか。
- 明白な事実があるのに自分の失敗を認めず、あなたの言う事実を否定しますか。
- よく約束を破りますか。一貫性のない言動がありますか。
- あなたが気の進まないことを強引にさせますか。
- あなたの希望や考えを尊重せず、自分本位に一方的に決めることがありますか。
- ひとつでも該当する項目があったら、それはDVです。もしかして…と思ひ当たる場合も、一人で悩まずにご相談ください。

江東区女性の
なやみとDV
ホットライン

☎ (3647)9551

月～金曜日9～12時、13～17時、
土曜日9～12時(祝・祭日、年末年始を除く)

江東区 男女共同参画条例 (抜粋)

(前文)

かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「こゝみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において男女が平等に支えあつていく必要がある。

江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根深く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められる。すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮していく江東区を実現するため、この条例を制定する。



条例に基づき策定された男女共同参画プラン21改定版

第1条(目的)

この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに江東区(以下「区」という)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第6条(区民の責務)

区民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を主体的に推進するよう努めなければならない。
2 区民は、区が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第9条(基本的施策)

区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次に掲げる基本的施策

を行うものとする。
(1) 区の附属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図ること。

(2) 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における必要な措置を講じること。

(3) 事業者に対し、雇用の分野における必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況等について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるとともに、必要な支援を行うこと。

(5) 男女が性及び健康について、互いの人権を尊重し理解を深めるとともに、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるように学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

並びに区民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を総合的に支援する拠点施設を設けるものとする。

第13条(苦情の申出)

区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の規定による苦情の申出に適切に対応するために第三者の機関を設置するものとする。

3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第14条(相談の申出)

区民及び事業者は、性別を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に対する相談がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出に適切に対応するため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講じるものとする。